

会議名 (審議会等名)	平成29年度 第1回 川西市青少年問題協議会専門委員会		
事務局 (担当課)	川西市教育委員会 こども未来部 こども家庭室 こども・若者政策課 内線(3441)		
開催日時	平成29年6月2日(金) 午後5時～7時		
開催場所	アステ市民プラザ ルーム2		
出席者	委員	玉木健弘、貴戸理恵、森口博喜、西原由真	
	事務局	こども未来部 部長 中塚一司 こども家庭室 室長 山元昇 こども・若者政策課 課長 岩脇茂樹 主査 鳥越永都子 主任 池田次郎	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 辞令交付  2. 協議事項 (1) 今後の会議の進め方について (2) 会議公開運用要綱・会議公開にかかる傍聴要領について (3) 川西市の若者の意識や生活実態について (4) 川西市子ども・若者育成支援計画の改定について (5) 平成25年度～29年度の計画にかかる総括について		
会議結果	協議事項 (1) 今後の会議の進め方について 事務局案のスケジュールを基本に会議を進めていくことで承認 (2) 会議公開運用要綱・会議公開にかかる傍聴要領について 会議公開運用要綱に一部修正を加えることで承認 (3) 川西市の若者の意識や生活実態について 「若者実態調査結果報告書」の内容について報告 (4) 川西市子ども・若者育成支援計画の改定について 第2回会議以降の協議事項について承認 (5) 平成25年度～29年度の計画にかかる総括について 第2回会議で関係資料を用意することで承認		

## 審 議 経 過 ( 要 旨 )

### 1. 開会 ( 17:00 )

事務局のあいさつ、欠席者・資料の確認。

#### 辞令交付

(事務局)

それでは、辞令交付についてお伝えいたします。本日は、時間の都合もありますので、委嘱辞令については、机上に置かせていただいております。

なお、専門委員会の委員長につきましては、「川西市青少年問題協議会規則」第5条第3項におきまして、青少年問題協議会会長より、玉木健弘様に対しご指名をいただいております。

玉木様、委員長への就任につきましては、よろしく願いいたします。

続きまして、委員の皆様には、初めてお集まりいただきましたので、恐れ入りますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、お手元の委員名簿の順でよろしくお願い致します。

#### 自己紹介

ありがとうございました。本協議会専門委員会の事務局は、子ども未来部子ども家庭室子ども・若者政策課が担当させていただきます。

#### 事務局を紹介

それでは、ここからの議事進行につきましては、玉木委員長をお願いいたします。

### 2. 協議事項

協議事項(1)「今後の会議の進め方について」(2)「会議公開運用要綱・会議公開にかかる傍聴要領について」

(資料1、資料2に基づき説明)

(委員長)

何か質問等ございますでしょうか。

(委員)

「川西市青少年問題協議会専門委員会の会議公開に係る傍聴要領」の第3条3号についてですが、「異様な服装をしている者」という条文は必要ないと思うのですが。

(事務局)

傍聴要領につきましては、この委員会で定めることとなります。この際、この3条3号につきまして、この場でお諮りさせていただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

削除して良いのではないのでしょうか。

(事務局)

承知いたしました。「川西市青少年問題協議会専門委員会の会議公開に係る傍聴要領」第3条第3号につきましては削除し、4号以下を繰り上げる形で、修正させていただきます。

**協議事項(3)「川西市の若者の意識や生活実態について」(4)「川西市子ども・若者育成支援計画の改定について」**

(資料3に基づき説明)

(委員長)

ただいまの説明に、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(委員)

一つよろしいでしょうか。ひきこもりの割合及び人数につきまして、前回調査と比べ、割合が減っているという結果になっていますよね。ひきこもりの年齢構成では30代が多いと聞いたことがありますが、これは、その年代が高齢化したからそういう人たちが外れたと、そういう可能性はありますか。

(事務局)

前回調査との比較についてですが、ひきこもりの定義といたしますと、15歳から39歳となっております。前回調査は29歳までを対象にアンケートをとっており、今回とは母集団が違うということを踏まえねばなりません。

(委員)

ということは、前は29歳までを対象にしていたにもかかわらず、今回調査より多かったということですか。

(事務局)

おっしゃる通りで、前回の15歳~29歳に対し今回15歳~39歳までをとったところ、母集団の違いから、単純には比較できないのですが、前回より低い結果となったということです。

(委員)

わかりました。

(委員長)

他にございますでしょうか。

(委員長)

先ほどの委員の質問に関わることですが、減った要因というのは分析していますか。

(事務局)

報告書の中では、クロス集計により、質問事項に対してひきこもりの人がどう答えているかという集計ま

でをしているところです。

(委員長)

年齢分布は出せるのでしょうか。

(事務局)

分布の集計を、報告書の中で行っているわけではありません。ただ、平成 28 年度の国の調査の中では、年齢別の集計を出しています。仮に議論の中で年齢分布が重要になってきた場合には、全国的なトレンドを集計することはできるかもしれません。

(委員)

ひきこもりの状態の開始年齢と期間については、現計画書では 25 ページにデータが載っていますね。

(委員長)

可能な限りで結構ですので、そういう資料があれば、出していただければと思います。年代ごとに充実させるべき施策の議論になる可能性があります。

(委員長)

他に疑問点等ありませんか。

(委員)

よろしいでしょうか。なぜ先ほどのような質問をしたかと申しますと、年齢で打ち切られてしまうと、課題は抱えているのに、「もうお前は若者じゃない」ということで支援を受けられなくなってしまうようなケースがあるのではないかなということからでした。地域若者サポートステーション等も 39 歳までしか利用できないと状況があります。「今日から 40 歳になるから、サポステが最後になる」という話を聞いたこともある。若者の問題ではあるが、単純に年齢で区切ることは難しい課題。年齢が上がっていても若者的な課題を抱える人はいるのではないのでしょうか。

(事務局)

少なくとも、トレンドとして「ひきこもりの状況になって何年」というものは集計できると思います。ただ、期間と開始年齢とのリンクをして出していくことは難しいと思います。今のご指摘の趣旨からは、ひきこもりの、どの年齢がどのくらいその状況であるのかということが重要かと思うのですが、こちらとして用意できるのは、年齢別・期間別の集計、そういうものに限られると思います。

(委員長)

今の委員のご意見ですが、若者にまつわる課題に対する支援については年齢で範囲が決まってしまうのではないかということですね。その後の年齢において、違った形で行政として支援を行っているのであれば、川西市全体の施策としてチャートのようなもので表すのが良いかもしれません。

(委員)

第 3 章・4 章についてですが、「すべての子どもへの支援」と「困難を抱えた若者への支援」というものが、現状では分かれて存在しているように見えるのですが、実際のところ、これらは割とグラデーションで、く

つきりとは線引きできないのかもしれないと思っております。もちろん、困難を抱えた若者であっても、すべての若者の支援を受けられるとは思いますが。その上で、ひきこもり支援や不登校支援をしっかりと分けて窓口を作るというのもあっていいとは思いますが。

ただし、それと平行して、例えば一見問題無さそうに見えても、非常に困難を抱えていたり、学校に行き続けていても、実は生きづらさを抱えていたり、そういう子どもたちは多いと思うので、対象によって窓口を区切るというのもあっていいと思うのですが、それと平行して、学校に行っている、行っていないにかかわらず、自分をひきこもりと自認するしないにかかわらず、何か生きづらさを抱えている人が集える場があってもいいのかなと思います。

(委員長)

居場所というような解釈でよろしいでしょうか。事務局にお尋ねしますが、現状、川西市にはそういった施設はありますか。

(事務局)

次の資料の中で紹介させていただくこととなりますが、現在川西市では、複合施設という公共施設を建てる予定があります。建設予定場所は「キセラ川西」というところで、阪急・能勢電鉄「川西能勢口」駅のすぐ北側に位置します。その施設の中にいわゆる「居場所」を整備できないかと検討しているところです。現状では、市の用意する居場所というものはありません。

(委員長)

おそらく「居場所」については第2回目以降の会議で重要な議論になってくるかと思えます。そういった点から、準備をするという意味で質問等がありますでしょうか。また、第2回目以降の会議の進め方についてもご意見があればよろしくをお願いします。

(委員長)

会議の進め方についてですが、協議事項を持ち越すことも可能なのでしょうか。

(事務局)

今提示させていただいている案を進めることができれば、スケジュール的にはスムーズかと思えます。そうはいつても、計画の中身についてしっかり詰めていくことが最も重要だと思いますので、可能な限り対応できるよう調整していきたいと考えております。

(委員長)

スケジュール的には、第4回目までに終わらさなければなりませんか。

(事務局)

今年度一年間の流れを申し上げますと、パブリックコメントについては、11月から12月ごろになるかと思えます。ですので、計画の事務局案については、第3回目までにご提示させていただきたいと考えており、それに合わせた協議を進めていただけたらと考えております。その後の専門委員会及び青少年問題協議会につきましても、タイトなスケジュールとなっていることは、こちらといたしましても認識しているところでありますので、その間にまだ協議の場が必要であるということであれば、1回程度であれば開催することはできると考えております。協議事項の持ち越しにつきましては、会議の中で決めていただけたらと考えてお

ります。

(委員長)

理想はそれぞれの会議の中でまとめられると思うのですが、難しいケースもあるのかなと思いますので確認させていただきました。

(委員)

先ほど施設という話がありましたが、私の中・高校生の頃は、「悩みがあったら電話してね」と記載されたカードのようなものが配られていました。その時は辛くなかったのですが、なんとも思っていなかったのですが、こういうのを配られることは自分にとって支えになるなと思ったことがありました。

施設や窓口で自分で出向くという勇気はなかなかひきこもりの人には無いのではないかなと思います。この話については、今この段階で話すものではないかもしれませんが、「行くことで受けられる支援」より、「その場で端末を通すことで可能な支援」の方が、ひきこもりの人にとっては身近で、悩みなども打ち明けやすいかなと思います。今チューバー等が流行っていますが、それは動画の世界ですよね。私たちの世代には直接話すということが苦手な人もいます。ネットをつなげば、パソコンを通して相談に乗ってくれるような、そういう支援の方ができたらいいかなと思います。

(委員)

チャット支援のようなものですね。

(委員)

そうです。パソコンを開いたら相談員の人が出て、スマートフォン等でもできるような、そういう支援が、私たちには近い存在となっていて、電車などの公共機関を使って出向くよりは、打ち明けやすい形になっているし、前向きに話せるのではないかなと思っています。

(委員長)

支援方法の一つとしてウェブも使えるということですね。前回の計画策定時には、まだまだスマホ等も普及しておらず、状況も違います。ぜひ次回以降にも、そういったご提案をいただければと思います。

(委員)

若者の定義が29歳までと39歳までに分かれているから難しいと思いますね。私の知る限り、40歳以上のひきこもりの人もいますが、そうなる窓口を設定する方法が難しい。一方で、ひきこもりの人が、一歩外に出て向かうことのできる居場所は大事だと思います。

そこで重要なのは、実動できる人をいかにピックアップするかです。そこに信頼関係を作れる人を配置できるかが鍵です。計画を読んでいると、施策的にはよくやっていると思います。ただ、支援の実動がない。支援の実態がない。居場所を作ろうとしても、実動がないといけません。

支援する人間がどんどん外へ出て行く、そういう体制があると、ひきこもりの課題が解消できるという形になってくる。そこへなんとか持って行って欲しい。机上の空論ではいけない。おそらく、カウンセラーやソーシャルワーカーが必要だと思います。課題を抱えた人たちは公共施設には行きにくい。それに対して、ソーシャルワーカーは外に出て行きますから、そういう人がつながりを作っていくと、課題を抱える人たちも、少しずつ前向きになっていくと思います。そういう方向性が第4章でいう具体策で重要になると思います。

(委員長)

ありがとうございました。では、今おっしゃった話を受けまして、協議事項(5)に入りたいと思います。

#### 全員の承認

#### 協議事項(5)「平成25年度～29年度の計画にかかる総括について」

(資料4に基づき説明)

(委員長)

ご質問等ありますか。

(委員)

今、相談窓口の説明の中で、繋ぐところがないという話があったと思うのですが、そうであれば、実際にはどうしていたのですか？

(事務局)

居場所のような場所はありませんので、医療機関や就労支援関係機関等につなぐようにしています。ただ、紹介はいたしますが、継続支援や追跡まではできていないというのが現状です。

(委員)

NPO法人につなぐということはないのでしょうか。

(事務局)

就労支援のNPO法人につきましては、相談窓口を実際にやっていただいている団体がそれにあたるのですが、民間でひきこもり支援をしている団体としては、川西には「親の会」、元教員が行う支援団体「フリージア」があります。ただ、「親の会」は親自身が高齢となり、お子さんについても高齢化が進んでいるという状況です。

(委員)

私の知り合いに川西出身の女性がいます。大阪のNPO法人の施設で出会ったのですが、彼女は川西市で生まれ育って、小学校から不登校になったそうです。ずっと学校に行かないで、27歳になりました。「生きづらさ」についての本を出版しております。

彼女がおっしゃっておられたのが、義務教育のうちには適応教室行くことができ、そこで彼女は、居場所っていいもんだなっていう体験をして、仲間がいるってすごくいいことだなって感じたそうです。

その後も、ひきこもりとして過ごしました。そのとき、仲間が欲しいと思い居場所を探すのですが、川西市内にはないですし、かつてお世話になっていた適応教室に電話したら「年齢的に受け付けられない」と言われてしまう。彼女はその後に大阪の方へ出て行かれて、私はそこで出会いました。

やはり、現場で活動している支援の人が大事です。もちろん居場所も大事なのですが、そこで誰がどんな居場所をやっているかが重要で、ただ箱を用意しても人が来なければ仕方がないと思います。新たな居場所を作るというのは難しい側面があって、既にある居場所、既に居場所的な雰囲気醸し出している人、既にある支援団体を支援していくという形で、少しずつ輪を広げていくことが重要で、なにかそういう芽のよう

なものが、川西市にもあると思います。

市の職員の方は、定期的に人が入れ替わると思うんですが、先ほどおっしゃっていたソーシャルワーカーのような専門家、最低でも5年はそこにいる専門家がいて、その上で、外に出て行く人間とつないでいくようなそういう仕組みがあればいいのかなと思います。

(委員)

相談窓口に来る時点で、その人はひきこもりから脱却しています。もうすでに一步出ていますから。そこまで持つていくことが鍵で、課題を抱える人には、人と付き合うのが嫌な人間が多い。相談等においても、タイミングを間違えばまたひきこもってしまう。それは気をつけなければいけないと思います。

それに親ですね。ひきこもりの原因は親にあるケースがある。親が変われば子どもが変わる。私は教師を続けてきましたが、教師生活の中で、何かあれば親と話をするようにしてきました。親向けに発信するという意識が必要。親が動いてくれると、子どもへのいい影響が出てくる。そこまで踏み込めるかが一つの課題かなと思います。

それから、居場所というのは本人が決めることです。本人が決めるために必要なのは環境です。環境のために何が必要かということ人間、人間にはカウンセラーやソーシャルワーカー等が必要。その辺りも考えた上で、今後居場所については考えていかなければいけない。それは課題かなと。

(委員長)

今日説明のあった事業に関する具体的な数字は次回お願いできますか。また、相談に来た人向けの話が説明では多かったのですが、家庭訪問はされるのでしょうか。

(事務局)

資料につきましては、次回までに用意いたします。また、アウトリーチにつきましては、専門家の方のご意見をお聞きした上で、有効な手段であるとは認識しております。対して、非常に難しいという認識もあります。例えば、「来て欲しい」という声があった場合、当事者がどういう状況なのかということ等を、全て分かった状態で訪れない限りリスクがあり、専門家でないと対応が難しいと考えております。実際そういった体制を川西市がとれるかは今後の一つの課題であるのかなと考えております。

(委員長)

窓口に来て下さる家庭であれば、アウトリーチができる可能性が高い。選択肢として考えられるかどうかということです。それは、川西市の体制作り、施策の方向性に依存してくるのかなという気はしています。それに関してですが、近隣自治体の状況について、5年前とは変わってきているはずで、それを資料として見せていただければと思います。参考にする形で、いいところは取り入れられないかと思っておりますので。

(委員長)

広報活動については、いかがですか。

(事務局)

総合相談窓口のチラシを毎年1度全戸に配布しています。

(委員長)

作成には相当な費用がかかると思いますが、いかがですか。



(事務局)

事務局で作っておりますので費用はかかりません。ただし、配布には手数料がかかります。

(委員長)

相談窓口はあっても、知らないと活用できないというのがあります。例えば広報誌に掲載することはできないのですか。

(事務局)

広報誌には24ページに毎月掲載しております。

(委員長)

定着させることが重要なのかなと思います。そのあたり、今後議論できるのであればと思います。費用が掛からない方法で広報ができる方法があればと思います。

(委員)

ホームページには載せていますか。

(事務局)

今年度はまだですが、例年載せています。ただ、ホームページを見てこられる方はなかなかいないというのが実情です。

(委員長)

トップのバナーに乗せるなどの方法もありますね。

(委員)

全く違う話になるんですが、今回の応募の際に、作文を書きました。毎回クラス替えで担任は変わります。新しい教師になるのは悩んでいる人にとってはしんどいものだと思います。その時、自分のことを分かってもらえないという状況になります。そんな時のために、医療でいう「カルテ」のようなものを作るのはどうかということを書かせていただきました。それを引き継ぐことで、その子への理解も深まるし、理解までにかかる時間というものが減るのではないのかなと思います。

そうやって、若い頃にサポートしてもらうことで、不登校の頃の記憶も「あの頃は乗り越えられたから今を生きられる」と、大人になっても力になると思いますので、若い頃の支援は大事だと思っています。

(委員)

その通りですね。先生が変われば、関係をまた作らなければいけないですから。そういうことができるというのは理想。その段階で問題は解決しかかっているのかもしれないですね。ぜひ、具体策について考える段階で議論できればいいですね。

(委員)

委員のおっしゃったことに関しては、私は小学校の頃に学校に行かなかった頃がありまして、ずっと不登校児でした。それから、中学校になって学校に行けるようになりました。そこでリセットがあったという経

験がありまして、引き継がれていたら嫌だったなという思いはあります。

(委員)

今の話は、支援の過程でのカルテは必要という意味かなと思います。自分が頼りたいなという場合には、支援がつながる大きな力になると、プラスの作用があるということです。

(委員)

支援を提供されている感覚が継続されるのはいいですね。

(委員長)

ありがとうございます。今いただいている意見を第2回・第3回につなげていければと思います。

(委員)

ここまで、ひきこもりの話になってしまったのですが、中退者への支援やニートフリータへの支援等、様々な系統の困難を抱えている人がいると思います。経済的な困窮を抱える若者、医療配慮の必要な若者、就労に悩む若者、非社会的な若者と、様々な系統がある。

私が、内閣府の子ども・若者育成支援推進法の見直しに関する会議に出ていた際に、調査を行ったことがあります。バックグラウンドを探った時に、不登校・ひきこもり系と高校中退系はかなりカラーが別で、高校中退系は貧困・非行系と親和的という結果がありました。しかし割と就労はされている。不登校系は親の学歴は低くはないが、内にこもっている。と系統が異なることが分かりました。もちろん一人の人間が複数の課題を抱えていることもあるとは思いますが、困難を有するとはいっても、様々な種類の困難があると思います。

(委員長)

細かく見ても良いのではということですか。

(委員)

そうですね。子ども・若者育成支援推進法は良い法律だと思っています。今、おとなになることが難しくなった時代に「すべての若者に対して支援が必要だ」と、理念が普遍的になっているところが重要だと思っています。ただ、その理念が普遍的であっても実践は個別的でなければ機能しない。同じ不登校でも様々な不登校があり、同じひきこもりでも様々な形がある。医療が絡んだり、いじめが絡んだり、例えば結果的にうつ病になっても、かなり違った対応が必要になるだろうと思われる。「理念は普遍的に、しかし実践は個別的に」というものだと思っています。

一つひとつのケースを継続的に見ていけるような体制があればいい。方向性としてはそういうものが必要だと思います。

(委員)

人それぞれ違う。そういうことだと思います。学校に行きたくても行けない子どももいる。そういう人に個人的に支援してくれる人もいますが、全国的に見れば助からない人も多い。本当に若者支援をしようとするれば、一人ひとり違うから、それぞれ見てあげることが大事ですね。

(委員長)

おっしゃる通りですね。理想と実践をそれぞれしっかり見ながら議論を進められればと思います。

(委員長)

皆様、ありがとうございました。それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。司会を事務局にお返しいたします。

#### 4. 閉会(19:00)

事務局あいさつ。